

熊取町木造住宅耐震改修補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐促法」という。）の趣旨にかんがみ本町に存する木造住宅（国及び地方公共団体が所有する建築物を除く。以下同じ。）の耐震改修を行う所有者に対し、予算の範囲内において熊取町木造住宅耐震改修補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、町域の木造住宅の耐震改修を促進し、もって地震による町内の人的・経済的な被害の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する建築物のうち木造のもので、かつ一戸建ての住宅、長屋住宅及び共同住宅に該当するもの（当該木造住宅が店舗その他これに類するものの用途を兼ねる場合にあっては当該用途に該当する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満であるものに限る。）をいう。
- (2) 耐震診断 耐促法第4条第2項第3号に規定する技術上の指針に基づき、耐震改修技術者が木造住宅の耐震性について判定するものであって、一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」又は「精密診断法（時刻暦応答計算による方法を除く。以下同じ。）」その他町長が適当と認める方法に基づき、木造住宅の耐震性について判定する診断をいう。
- (3) 耐震改修技術者 次のいずれかに該当する技術者をいう。
 - ア 一般財団法人日本建築防災協会主催木造住宅の耐震診断及び補強方法講習会の受講修了者であり、かつ建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する一級建築士、二級建築士及び木造建築士
 - イ 公益社団法人大阪府建築士会主催既存木造住宅の耐震診断・改修講習会を受講し、かつ受講修了者名簿に登録されている者
 - ウ その他町長がア及びイに掲げる者と同等以上の技術を有すると認めた者
- (4) 耐震診断結果 耐震診断の判定方法である「一般診断法」又は「精密診断法」による総合評価における上部構造評点（第2号に規定する町長が適当と認める方法にあっては、当該方法を用いて得た数値）をいう。
- (5) 耐震改修計画 耐震診断結果の数値（第2号に規定する町長が適当と認める方法にあっては、当該方法を用いて得た数値。以下同じ。）が1.0未満の木造住宅に対する次のいずれかの計画をいう。
 - ア 耐震改修工事後の数値を1.0以上に高める計画で、耐震改修技術者が作成したもの
 - イ 最下階にある部屋の耐震性を確保する計画（既設建築物から独立して耐震性能を発揮するもので、主として就寝の用に供する部屋を含めたものでかつ補強した部屋から屋外に避難できるものに限る。）で町長が認めたもの

(6) 耐震改修工事 耐震改修計画に基づいて行う工事（前号アによる場合にあっては、第3号の耐震改修技術者により工事監理が行われたものに限る。）をいう。

（補助対象建築物）

第3条 補助の対象となる木造住宅（以下「補助対象建築物」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、この要綱に基づき既に補助金の交付を受けたものは対象外とする。

- (1) 原則として昭和56年5月31日以前に法第6条第1項に規定する確認を受けて建築されたもの
- (2) 耐震診断結果の数値が1.0未満であるもの
- (3) 現に居住しているもの又はこれから居住しようとするもの
- (4) その他町長が特に認めるもの

2 補助対象建築物の所有者と占有者又は土地所有者が異なる場合は、当該建築物の耐震改修工事を行うことについて、当該利害関係者との協議等が整っていないなければならない。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、前条に規定する補助対象建築物を所有する個人であって、直近の課税所得金額が5,070,000円未満であるものとする。

（補助対象経費）

第5条 補助の対象経費は、耐震改修工事に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 第2条第5号アに該当する耐震改修計画の作成に要する費用（ただし、賃貸住宅は除く。）
- (2) 耐震改修工事に要する費用（必要となる撤去費及び再仕上げその他の附帯する工事の費用を含む。）

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる費用の種類に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。

- (1) 前条第1号の費用に係る補助金の額 耐震改修計画の作成に要する費用の10分の7とする。ただし、100,000円を限度とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- (2) 前条第2号の費用に係る補助金の額 700,000円（長屋又は共同住宅にあっては、1戸当たり700,000円として算出して得た額。なお、耐震改修工事費に要する費用が700,000円未満の場合は、その額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額））とする。ただし、第4条の補助対象者の属する世帯の月額所得（世帯員の合計所得金額から地方税法第314条の2に規定する障害者控除額、寡婦控除額、配偶者控除額、扶養控除額及びひとり親控除額並びに所得税法第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る雑所得を有する場合には、その給与所得等を有する者1人につき100,000円を差し引いた金額を世帯で合算し、その金額を12で除した額をいう。）が214,000円以下の場合には、900,000円（長屋又は共同住宅にあっては、1戸当たり900,000円として算出して得た額。なお、耐震改修工事費に要する費用が900,000円未満の場合は、その額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額））とする。

(3) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定により、補助対象者が既存住宅の耐震改修をした場合に、当該補助対象者の所得税額から特別控除される額

2 補助金の交付にあたっては前項に規定する額のうち、あらかじめ同項第3号に規定する額を差し引いて、補助対象者に交付するものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、耐震改修計画を策定する前に木造住宅耐震改修補助金交付申請書（様式第1号）に町長が別に定める必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、耐震改修計画を策定した後に補助金の交付申請をしようとする者については、第5条第2号の費用に限り補助金の対象として、当該申請を受理する。この場合においては、前条第1項第1号の額を0として同条の規定を適用する。

（補助金の交付決定及び通知）

第8条 町長は、前条の申請書を受理したときは、当該申請の内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付を決定し、木造住宅耐震改修補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該交付申請者に通知するものとする。この場合において、町長は、当該補助金の交付について条件を付けることができる。

2 町長は、前項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、木造住宅耐震改修補助金を交付しない旨の通知書（様式第3号）により当該交付申請者に通知するものとする。

（耐震改修の着手）

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知書を受け取った日からおおむね30日以内に耐震改修計画の策定（耐震改修計画を策定した後に交付申請をした補助事業者は、耐震改修工事）に着手するものとし、着手したときは速やかに木造住宅耐震改修着手届（様式第4号）に町長が別に定める書類を添えて町長に提出しなければならない。

（耐震改修等の変更及び中止）

第10条 補助事業者は、第7条に規定する補助金の交付申請の内容を変更しようとするときは、木造住宅耐震改修計画変更承認申請書兼木造住宅耐震改修補助金交付変更申請書（様式第5号）に町長が別に定める必要書類を添えて町長に申請し、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。ただし、補助金の額に変更が生じない場合は、木造住宅耐震改修計画変更届（様式第6号）に町長が別に定める必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、内容を審査し、相当と認めるときは補助事業者に対し木造住宅耐震改修計画変更承認通知書兼木造住宅耐震改修補助金交付変更決定通知書（様式第7号）により承認を行うものとする。その場合において、必要と認めるときは補助金の額その他補助金の交付決定に係る内容等を変更することができる。

3 補助事業者は前項の規定により、補助金の交付変更決定の通知を受けたときは、速やかに耐震改修工事の工事業者と契約し、当該変更契約書の写しを町長に提出しな

ればならない。

- 4 補助事業者は、耐震改修工事を中止しようとするときは、あらかじめ木造住宅耐震改修工事中止届（様式第8号）を町長に提出しなければならない。この場合において、それまでに要した経費は、補助事業者の負担とする。
- 5 前項の規定による取下げがあったときは、第8条の補助金交付の決定は、取り消されたものとみなす。

（耐震改修計画についての協議）

第11条 補助事業者が耐震改修計画を策定したときは、木造住宅耐震改修協議書（様式第9号）を提出し、当該計画について町長と協議しなければならない。ただし、耐震改修計画を策定した後に交付申請を行った者については、耐震改修補助金交付申請時に耐震改修計画書を添付し、協議を行うものとする。

（中間検査）

第12条 補助事業者は、町長が指定する工程に達したときから4日以内に、木造住宅耐震改修工事中間検査申請書（様式第10号）に木造住宅耐震改修工事監理報告書（様式第11号）その他町長が別に定める必要書類を添えて、中間検査を町長に申請しなければならない。ただし、当該耐震改修工事が第2条第1項第5号イに規定する耐震改修計画に基づくものである場合を除く。

- 2 町長は、前項の中間検査の申請のあった日からおおむね4日以内に、補助事業の適切な施工の確認のため、現地において中間検査を行うものとする。ただし、町長は、前項の規定により提出された必要書類等により、当該改修工事が耐震改修計画に基づき適正に実施されていることが確認できる場合は、書面等による検査により現地での中間検査に代えることができる。
- 3 町長は、前項の中間検査の結果、耐震改修工事の内容が適正であると確認したときは、補助事業者に木造住宅耐震改修工事中間検査合格証（様式第12号）を交付するものとする。
- 4 町長は、第2項の中間検査について、その全部又は一部を委任又は委託により行わせることができる。

（完了報告）

第13条 補助事業者は、耐震改修工事完了後、木造住宅耐震改修工事完了報告書（様式第13号）に、町長が別に定める必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による工事完了報告は、耐震改修工事の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付申請にかかる会計年度の3月15日のいずれか早い日までに町長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第14条 町長は、前条の規定により工事完了の報告書を受領したときは、当該報告書等の内容を審査し、耐震改修工事が適正に行われたと認めるときは、補助金の額を確定し、木造住宅耐震改修補助金交付額確定通知書（様式第14号）により、速やかに補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第15条 補助事業者は、前条の規定による補助金の交付額確定の通知を受けたときは、木造

住宅耐震改修補助金交付請求書（様式第 15 号）に町長が別に定める必要書類を添えて、町長に補助金の交付を請求するものとする。

（補助金の交付）

第 16 条 町長は、前条の規定による補助金の請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該請求者に対し補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第 17 条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の条件に違反したとき。
- (4) この要綱の規定又はこれに基づく指示に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不相当であると認められるとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、木造住宅耐震改修補助金交付決定取消通知書（様式第 16 号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 18 条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業者に当該取り消しに係る補助金を既に交付しているときは、木造住宅耐震改修補助金返還命令書（様式第 17 号）により、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（補助事業者に対する指導）

第 19 条 町長は、補助事業の適正かつ円滑な執行を図るため、必要があると認める場合、補助事業者に対し、報告を求め、必要な指導及び助言をすることができる。

（書類の保存）

第 20 条 補助事業者は、補助金に係る収支の状況を明らかにした帳簿及び書類を整備し、かつ、これらの帳簿及び書類を補助金の交付決定を行った年度の翌年度から起算して、5 年間保管しなければならない。

（その他）

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 6 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の熊取町木造住宅耐震改修補助金交付要綱第6条第1項第2号ただし書の規定は、この要綱の施行の日以後の補助金の交付申請について適用し、同日前の補助金の交付申請については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の様式により作成した用紙については、所要の調整がされているものとみなす。